

政策調整会議の概要

開催日：H 1 7 . 5 . 1 9

◎項 目

- 1 国民保護法について【危機管理担当】
- 2 今後の課題（全庁的な事項）について【政策推進担当】

◎内 容

1 国民保護法について【危機管理担当】

危機管理担当参事から、国民保護法についての概要説明を行い、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 平成 10 年から 13 年にかけて、北朝鮮によるミサイル発射や工作船事件、米同時テロの発生などが相次ぎ、国民に大きな不安感があり、新たな危機への対応の必要性が出てきた。
- ・ 平成 15 年に武力攻撃事態対処法など有事関連 3 法が成立。附帯決議として、1 年以内に国民の保護のための法制の整備を行うこととされた。
- ・ 平成 16 年 6 月に国民保護法など有事関連 7 法が成立した。
- ・ 国民保護法が適用されるのは、武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに到った事態）と、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに到った事態）である。
- ・ 国民保護法の基本的な構成は、総則、避難に関する措置、救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民生活の安全に関する措置、その他 となっている。
- ・ 国民の保護のための各機関等の主な役割
 - 国………警報の発令、都道府県に対する情報の提供、避難措置の指示、救援の指示・支援等。
また、放射性物質等汚染への対処、原子炉等による被害の防止、危険物資等に関する危険の防止、生活関連等施設の安全確保、感染症等への対処、生活関連物資等の価格の安定等。
 - 都道府県…住民に対する避難の指示、救援、市町村に対する緊急通報の発令、消防に係る武力攻撃・災害の防御の指示等。また、応急措置、警戒区域の設定、生活関連等施設の安全確保、交通の規制、保健衛生の確保等。
 - 市 町 村…避難住民の誘導。また、応急措置、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理等。
 - 指定公共機関・指定地方公共機関
 - …放送事業者による警報等の放送、日本赤十字社による援救援への協力、運送事業者による避難住民及び緊急物資の運送等、また、電気事業者・ガス事業者による安定的な供給等。
 - 国 民…避難住民の誘導・救援、避難に関する訓練への参加や、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等や保健衛生の確保への協力。
- ・ 国民の保護に関する「基本指針」を平成 17 年 3 月に策定、その指針に沿って平成 17 年度内に都道府県、指定行政機関、指定公共機関はそれぞれ国民の保護に関する「計画」を策定する。また市町村、指定地方公共機関は平成 18 年度に「市町村国民保護計画」「業務計画」をそれぞれ策定する。
- ・ 自然災害への対処と武力攻撃事態への対処とはその原因は異なるが、県民の生命及び財産を保護することにおいてその目的とするところは変わらない。
- ・ 国民保護法により、県として実施しなければならない業務に関する体制整備のために、「高知県国民保

護対策本部及び高知県緊急対処事態対策本部条例」及び「高知県国民保護協議会条例」が平成 17 年 3 月 29 日に公布、施行された。

- ・ 「国民保護対策本部」は、武力攻撃等の災害に際し、国の指定によりその都度設置する。その構成については、風水害時に設置される災害対策本部と同じ構成を考えている。
- ・ 「国民保護協議会」については知事の諮問に応じて、県計画などの重要事項を審議していただく。構成員及び幹事は、防災会議メンバーとほぼ同じであるが、航空・海上自衛隊、税関、航空・フェリー各社、有識者に加わってもらう予定。
- ・ 今後のスケジュールについては、5 月 30 日に協議会を発足させ計画作成に入っていく。その後協議会、幹事会を重ね、また、県民に向けた講演会等を実施し、平成 18 年 1 月には計画案を提示、国への協議を行った上で、6 月議会へ報告したい。その間必要に応じ関係部局には協議を行っていきたいので、ご協力をお願いしたい。

【主な意見】

- ・ 計画の策定は年内か、年度内か。内容はどんなものか、また、国から示されている項目はどんなものか。年度内に策定する。

国民保護に非常に危機感を持っている都道府県（鳥取県や福井県等）については、先行して計画を策定している。先行県や国のモデル計画を参考にしながら策定していきたい。本県の最大のリスクは南海地震だと考えているが、国民保護の仕組みも大事なことであり、並行して進めていきたい。

国が示しているモデル計画は、1．総論、2．平素からの備えや予防、3．武力攻撃事態等への対処、4．復旧等、5．緊急対処事態への対処 となっている。地域防災計画の構成とほぼ同じであるが、避難する際に、県域を越えて避難する事態等への対応が風水害と若干異なる。
- ・ 各部局はどういう関わりをすることとなるのか。

高知県国民保護対策本部は、イメージとしては災害対策本部とほぼ同じである。平時の備えから、応急、復旧まで全部関わることとなる。
- ・ 国民保護対策本部は国の指定に基づく設置となっているが、国から指示がないと設置できないということか。

設置できないが、知事は国に対して要請をすることができる。また、場合によっては、県民に対する緊急通報を発することができる。
- ・ 保護計画を策定したあと、食糧の備蓄等の問題が出てくるのか。財政措置はされるのか。

そうなる。ただ、南海地震についても食糧の備蓄の問題があるが、まだ具体的な方針ができていないので、それと平行して行っていきたい。

食糧の備蓄については、平素からの備え（不測の事態への備え）であり、備蓄の奨励等のパンフレットなどは国から配布されるかもしれないが、費用についての財政措置はされないのではないか。基本的に国が実施する財政上の措置というのは、自衛隊や警察等が個人の財産を毀損しなければならなかった場合等に、事後の補償をする場合に実施されるものである。
- ・ 自衛隊との協力体制はどうなるのか。

外部からの武力攻撃であるため、その対処は国の役割であり、侵略排除等は自衛隊の本来業務でもある。ただ、国民の保護という意味で自衛隊の協力は必要。調整は進めていかなければいけないので、協議会には入っていただくこととしている。
- ・ 本部が設置された場合、どこの駐屯地が参加するかは決まっているのか。

昨年の大川村の自然災害の時には、第 2 混成団から部隊の派遣を求め、災害対策本部に参加して調整を進めていった。国民保護対策本部についても、知事から自衛隊に対して職員の派遣を要請することができることとなっている。
- ・ これまでの自然災害への対応の作業をそのまま活用できる部分と、新たに組み立てていかなければいけない部分を分かりやすくまとめたものを示して欲しい。

災害対策本部と国民保護対策本部とを基本的に同じ構成、体制としたいというのがその主旨と合致し

ている。現在医療関係等で様々な計画がつけられている。原因等違う面もあるが、体制や組織といった基本的な部分は、その計画が国民保護計画においても活用できるように考えたいと思う。

- これまで危機管理の部分で取り扱ってきたものとの関係はどうか整理して欲しい。
物事が起きた時点では、武力攻撃事態・緊急処理事態であるという判断がつかない場合もあり、当初は危機対策本部が実施することとなると思うが、武力攻撃であるということになれば国民保護対策本部での実施に移行する。ただ実質的には両方とも危機管理課の対応となる。
- 計画策定の具体的な手順はどうか。
原案については危機管理課が関係部局と調整しながら作成する。そのための説明会等については6月以降に関係部局を集めて実施する。
- 災害等への対応との違いなど細かい点については、担当との協議も必要であるが、部局長に対しても節目節目の説明を行って欲しい。
具体的な話しも織り込みながら、節目節目に説明をしていきたい。
- 県が住民に対して私権の制限等を行うこととなると思うが、こういうものを作っていくことを住民や関係団体に対して啓発も含めて広報（説明）していくのか。
関係団体等に対しては、今後幹事会等を実施して幹事を通じて知らせていくこととなる。私権の制限等についての県民の方への広報については、検討していきたいと思う。
- 攻撃かどうかは分からないが複数の人が倒れた等の事態があった場合は、具体的な対応はどうか。
当初は健康危機管理又は危機管理本部で対応することとなるかもしれないが、外部からの攻撃（武力攻撃）であるということになれば国民保護対策本部に移行していくこととなる。
- 健康危機管理で対応するものから国民保護対策本部へ移行する場合の対応を、関係機関と十分に調整しておかないと混乱をきたすので、是非お願いしたい。

2 今後の課題（全庁的な取組み）について【政策推進担当】

政策推進担当理事から、今後全庁共通で取り組んでいかなければならない課題（全庁的な取組み）について説明を行い、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- このことは4月25日の庁議で議題としたものだが、政策調整会議の場でも承知しておいて頂きたい。
- この2～3年ではいろいろなが動いている。そのため、全庁でしっかりと課題共有をしておきたい。今の時点で大づかみに整理していることをご承知おきいただきたい。それぞれの項目についてはそれぞれの時期に具体的な提示があると考えている。
- 下記のとおり、大きく3つのブロックにわけて課題等を整理した。

	課 題
政策展開 ・「自らの力で歩む高知」の実現に向けて ・重点課題 産業の育成と雇用の拡大（最重点） こども、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域を創る 資源循環型社会の先進地域を目指す 南海地震に備える ・部局の経営方針（～H19）	○経営方針の実行 ・思い切った取捨選択 ・短期&中長期の視点 ・新しい取組み等（必要なリニューアル） ○「人口減少、少子・高齢社会への展望」 <政策推進セクションの提案> ・魅力ある「職」の創造 ・「高齢者」に対する固定的な概念の転換 ・切磋琢磨しながら学ぶ環境づくり などの対応方針
行財政の体制等 ・三位一体改革、市町村合併、分権型行政サービスへの展望と対応	○"新"財政収支見通し(H18年度以降、中期) ○18年度の予算編成 ・政策協議等とのリンク

<ul style="list-style-type: none"> ・継続可能な体制・基盤の構築 ・県民主体・県民に向き合うサービス体制 ・自主努力と国等への主張・行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政危機への対応指針の調整 ○組織体制の再編 ・H18年度スリム化計画(~H20.4) ・新行政改革大綱(H17~H21) ○市町村との連携 ・今後の市町村のあり方
<ul style="list-style-type: none"> 仕事の進め方等 ・予算中心主義からの脱皮 ・新たな公共の形 - 行政中心から多様な担い手・協働へ ・国主導から地域主導へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトソーシング ・旅費事務、総務事務 ○民間との協働・タイアップ ○指定管理者制度の活用

政策展開について

- ・高知県はいろいろな部分で自立をしていかなければならないのが最大のテーマ。平成 15 年 10 月に作成した県の経営方針では『「自らの力で歩む高知」の実現に向けて』をキャッチフレーズに掲げ、4つの重要課題と各部局の経営方針を決めた。経営方針をしっかりと前進させていく必要がある。政策推進担当部門と各部局の企画課とのやり取りで、フォローアップを行いたい。
- ・政策協議は、夏に一度開催し、秋（平成 18 年度予算編成の前段）にもう一度議論を行いたい。これからの事業について更なる取捨選択を行い、平成 18 年度の予算に反映させていく。
- ・「人口減少、少子・高齢化社会への展望」については、平成 17 年 3 月末に基本的なフレームとそこから導き出される課題をまとめ、魅力ある「職」の創造 「高齢者」に対する固定的な概念の転換切磋琢磨しながら学ぶ環境づくりの3つのテーマの提案を行った。平成 17 年度は、先ず庁内議論を深めるため、1-四半期を中心に政策推進課と各部局（主に企画課）との議論をしっかりとさせて欲しい。また、テーマに応じて、更に具体の検討を進めるため、検討チームといった体制をつくり議論を行い、年度末には検討結果の公表もしていきたいと考えている。
- ・既に、市町村や社会福祉協議会などと意見交換を実施しており、1-四半期は積極的に外へ出て意見交換をしていく。そこには地域支援企画員や地域機関の職員の方にも入ってもらいたい。
- ・20年30年という長いスパンで見たときに、高知をどうしたらいいのかという道標・大きな戦略になるようなものをあぶり出していただき、高知を産業・雇用に限らず健康福祉なども含めて「自立・元気になる」を切り口に考えていきたい。

行財政の体制等について

- ・三位一体改革で非常に厳しい状況で、市町村合併も一定進み、新しい合併法による取り組みも始まるとうとしている。一方で県民主体、県民に向き合う県庁のサービス体制の在り方についても同時に考えていく必要がある。三位一体改革で考えれば、持続可能な体制の中で何ができるのかという条件が加わるのではないかと。県が自主努力する部分も非常に多く、さらに国等に働きかける部分も出てくる。
- ・「新財政収支見通し」については、三位一体改革や平成 19 年度以降の団塊世代の大量退職も踏まえ、県の収支を見つつ議論し、平成 18 年度の予算編成を政策協議ともリンクさせながら実施したい。
- ・平成 16 年度の反省でもあるが、予算編成の技術的な議論にあまり終始せず、政策議論に軸足を置いて実施したいというのが総務部の考え。
- ・「組織体制の再編」については、アウトソーシングや大量退職ともリンクしていくが、平成 20 年 4 月を念頭において毎年 2%（計 10%）のスリム化をしていくというのが現行の計画。今後の収支等を見たときに 10%でいいのかという議論も対象になるかもしれない。
- ・「新行政改革大綱」については、今年 3 月に総務省から各自治体に対して作成の指示があり、22 年 4 月を目標として組織体制、人員体制をどうするのかについて議論することとなっている。
- ・「市町村との連携」については、県と市町村を通じたより良いサービスをどのように行っていくのか、

その中で、基礎自治体である市町村はどうあるべきか、どのような機能を果たすべきなのかを年内に議論し、その上で高知県の合併後の姿の議論に入っていくという進め方だ。

仕事の進め方等について

- ・ 「仕事の進め方等」については、行政中心・予算中心でやっていくことを変えていかなければならない。「アウトソーシング」は、平成 18 年度にはアウトソーシングする業務の洗い出しを全所属に広げて行い、まとまったものは予算化し実施していく。旅費事務は平成 18 年 4 月、総務事務集中化は平成 19 年 4 月を目途として庁内の検討・調整がされている状況。
- ・ 「民間との協働・タイアップ」については、行政だけではやりきれないものがあり、民のノウハウやネットワークとタイアップし仕事を進めていく。現在、政策推進担当と各部局の企画課を中心に協働・タイアップできるものがないか意見交換をしている。その中でテーマやパートナーの人選などを行い、関連した課室と民間と意見交換をしながら進めていく。先行できるものは 1-四半期で一定の整理をするが、このテーマは周年を通じて常に民間との協働・タイアップを意識しながら取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 「指定管理者制度の活用」については、平成 18 年 9 月までに決着する必要がある。この機会に制度を活用して民の自由な発想を取り入れ、県民へのサービス提供の仕組みづくりやコストダウンできるものはコストダウンし、意識共有を図りながら実施していけたらいいと考えている。

【主な意見】

- ・ 「新行政改革大綱」は年内に策定するのか。
年内に策定する。
- ・ 2 回目の政策協議は、平成 18 年度の予算編成方針が出るまでに済みますのか。
政策協議は、捨てるもの、方向転換するものは何かについて焦点を当てて議論していく。その結果は来年度の予算に直接反映させていく。後期の政策協議を実施するまでには来年度の予算編成方針について一定の話しはあると思うが、ダブる議論はしたくない。ややもすると、大きなテーマも年を越えて知事査定をしなければ決まらないということがあがるが、予算額は別として、大筋は政策協議において決めていきたいというイメージである。
- ・ 「新財政見通し」は中期的な見通しとなるのか。
少なくとも 3 カ年くらいは睨んだものとなるのではないかと。18 年度だけを見通すことにはならないと思う。